



金 沢 市 公 報

第 2 7 2 0 号

平成24年(2012年)3月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧について (資産税課)	3
地縁による団体の認可について (市民参画課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (")	4
住民票の職権消除について (市 民 課)	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 名称の変更について (")	5
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (")	5
車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当 該道路の通行方法について (道路管理課)	5
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録について (環境指導課)	6
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課)	6
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申 請に係る当該変更事業計画の縦覧について (")	6

土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書 の縦覧について (")	6
金沢市における災害に強い都市整備の推進に 関する条例の規定による災害に強い都市整備 の推進に関する協定の締結について (")	7
教育委員会告示	
昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の 認定について)の一部改正について (文化財保護課)	10
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	10
議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	10
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	10
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	10
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	11
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	11
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	11

告 示

●金沢市告示第39号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 187台
- 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年2月1日から同月29日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成24年3月12日から同年6月11日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第40号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	6台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台

大額3丁目地内	自 転 車	2台
松村5丁目地内	自 転 車	13台
神宮寺1丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
田上町地内	自 転 車	6台
千木町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	3台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
広岡1丁目地内	自 転 車	7台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
小将町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成24年2月1日から同月29日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成24年3月12日から同年9月11日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第41号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成24年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市総務局資産税課	平成24年4月2日から同年5月1日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
間明町町会
- 2 規約に定める目的
この会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域
間明町1丁目の全域
- 4 主たる事務所
金沢市間明町1丁目97番地1

- 5 代表者の氏名及び住所
今川 達夫
金沢市間明町1丁目132番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年3月12日

●金沢市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	寺井 孝好 金沢市二俣町こ3番地	谷内 寿男 金沢市二俣町イ60番地	平成24年1月1日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	尾崎 満 金沢市鈴見町二24番地1	谷 雅行 金沢市鈴見町二28番地1	平成24年1月8日
五郎島町会	代表者の氏名及び住所	宮下 善行 金沢市粟崎町ホ92番地4	宮本 辰美 金沢市粟崎町ル27番地10	平成24年2月1日

●金沢市告示第44号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成24年3月7日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市湯涌町イ42番地2	大 浦 美智子	女	昭和29年9月30日
金沢市大桑町平42番地40	山 下 真 一	男	昭和47年1月29日
金沢市泉2丁目16番9号	橋 本 佳 美	男	昭和24年7月4日
金沢市泉2丁目16番9号	橋 本 和	女	昭和24年5月2日

●金沢市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションフォレスト	金沢市南四十万2丁目22番地	平成23年11月1日
すまいる歯科	金沢市高柳町13の1番地1	平成23年12月1日
くらち眼科医院	金沢市神宮寺1丁目12番5号	平成24年1月1日

●金沢市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
ハッピー金沢・訪問看護ステーション	ジャパンケア金沢笠舞	金沢市笠舞1丁目8番18号北國パレス1階	平成23年10月1日

●金沢市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
くらち眼科医院	金沢市神宮寺1丁目12番5号	平成23年12月31日

●金沢市告示第48号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第2項の規定により告示します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
安原13号工業団地線20号	金沢市福増町北1055番地先から金沢市福増町北851番地先まで
安原13号工業団地線1号	金沢市福増町北851番地先から金沢市福増町北836番地先まで
弓取9号問屋町2丁目線13号	金沢市問屋町2丁目97番地先から金沢市問屋町2丁目85番地先まで
1級幹線123号問屋・松寺線	金沢市問屋町2丁目85番地先から金沢市問屋町2丁目90番地先まで

2 指定する期日 平成24年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線から

はみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
81	株式会社ダイキアックス	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	平成24年3月6日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	平成18年5月22日から平成27年3月31日まで	金沢市直江町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル及びヲ、近岡町、問屋町3丁目、直江北1丁目並びに大河端町西の各一部	金沢市直江町口6番地	平成18年5月15日	平成24年3月1日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成24年3月12日から同年4月9日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部大友土地区画整理組合	平成24年3月12日から同月26日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成24年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦 覧 場 所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）第20条第1項の規定による災害に強い都市整備の推進に関する協定（以下「防災まちづくり協定」という。）を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年3月12日

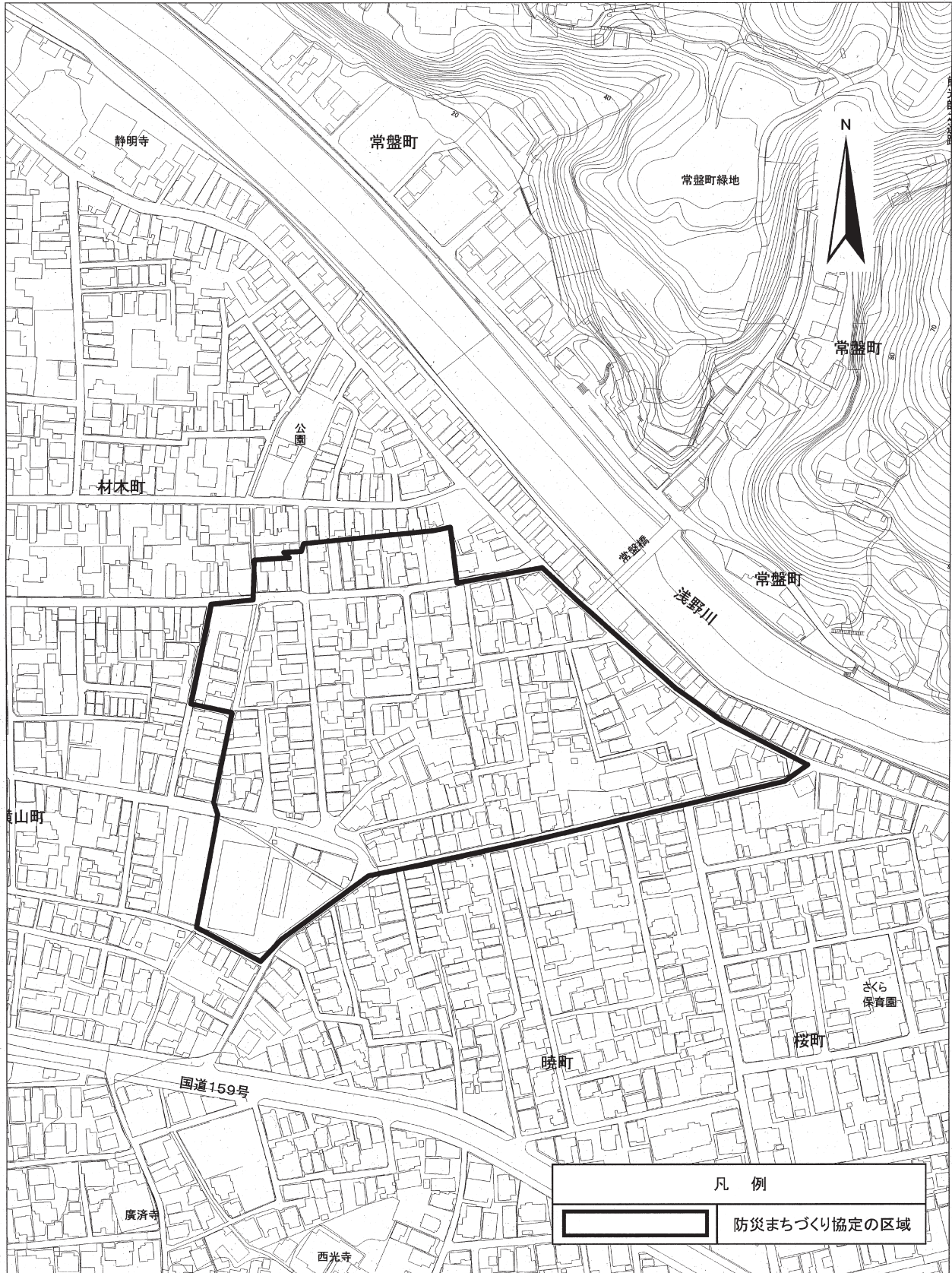
金沢市長 山 野 之 義

- 1 防災まちづくり協定を締結した相手方
横山町地区住民等
- 2 防災まちづくり協定を締結した年月日
平成24年3月7日
- 3 防災まちづくり協定番号
2
- 4 防災まちづくり協定の名称
横山町地区防災まちづくり協定
- 5 防災まちづくり協定の区域
別図（横山町地区防災まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 横山町地区防災まちづくり計画の内容

地区施設整備計画の名称	横山町地区防災まちづくり計画	
地区施設整備計画の対象となる区域	横山町及び材木町の各一部	
地区施設整備計画の対象となる面積	約4.6ha	
地区施設整備計画の目標年次	平成43年（2031年）	
災害に強い都市整備の目標	<p>本地区は、本市を代表する河川のひとつ浅野川の左岸に位置し、そのまちの成り立ちを藩政期まで遡ることができる旧市街地に属している。地区内には、狭あいな道路が多く、また、老朽化が激しい木造住宅が密集しているほか、空き家や空き地も増加しつつあり、地震をはじめとする災害に強いまちをつくり、安心・安全を確保することが急務となっている。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
災害に強い都市整備の方針	<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能の確保を図る。</p> <p>(2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。</p> <p>の二つを基本方針とする活力あるまちづくりを目指す。</p>	
その他災害に強い都市整備	壁面の位置の制限	<p>主要な道路(幅員4m)では、道路の幅員を確保するため、安全の確保に努める道路(安全空間4m)沿道では、安全空間を確保するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退する。</p> <p>・主要な道路(幅員4m) ... (道路中心線を基準とする。)</p> <p>・安全の確保に努める道路(安全空間4m) ... (道路中心線を基準とする。)</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。

備を推進するために必要な事項	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、原則として生け垣とする。
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には、工作物を設置しない。
	その他	当該地域の住民は、 (1) 防災活動への協力 (2) 自主防災活動の実施 に、努める。
	地区施設の整備	(1) 防災道路の整備 ・幹線道路（幅員4～5m）の道路整備 ・主要な道路（幅員4m）の道路改良 ・防災道路相互の交差点（隅切）の改良 (2) 一時避難場所の整備 ・一時避難場所の整備 ・耐震型防火水槽（40t級）の設置

横山町地区防災まちづくり協定区域図



教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成24年3月12日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表に次のように加える。

建 造 物	きゅう しゅおく どそう 旧かみや主屋・土蔵	2棟	金沢市森山1丁目30番4号 箔座株式会社	指定平成24年3月12日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,261人

●金沢市選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,003人

●金沢市選挙管理委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,003人

●金沢市選挙管理委員会告示第18号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,261人

●金沢市選挙管理委員会告示第19号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,502人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 系 屋 吉 廣

1 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 67,040円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 63,800円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 67,200円

2 原料価格変動額 3,400円

算式 67,200円（1トン当たり平均原料価格）- 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）= 3,400円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 3,400円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に2.78円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成24年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	229円53銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	227円53銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	215円3銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	213円20銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	208円20銭

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月12日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,800円
- (2) 原料価格変動額 24,200円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,800円(1トン当たり平均原料価格) = 24,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から49.37円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	371円93銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円83銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,800円
- (2) 原料価格変動額 24,200円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,800円(1トン当たり平均原料価格) = 24,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から49.37円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	372円1銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円91銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,800円
- (2) 原料価格変動額 24,200円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,800円(1トン当たり平均原料価格) = 24,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から49.37円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成24年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	350円78銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	341円68銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,800円
- (2) 原料価格変動額 24,200円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,800円(1トン当たり平均原料価格) = 24,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から49.37円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	394円39銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	385円29銭

平成24年(2012年)3月12日 印刷
平成24年(2012年)3月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄